

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年5月29日

奈良県監査委員	江	南	政	治	
同	齋	藤	信	一	郎
同	粒	谷	友	示	
同	田	中	惟	允	

平成 29 監査年度 第 1 回分

ア本 庁

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
知 事 公 室 秘書課	平成 29 年 7 月 24 日	<b>公用車のリース契約に係る入札無効について</b> 一般競争入札を行った公用車のリース契約について、入札公告で示した調達物品の仕様に誤りがあったため、入札が無効となった事例が認められた。 今後は、調達物品の仕様に誤りがないよう十分に精査するとともに、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)	今後は、仕様に誤りがないよう十分精査するとともに、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努める。
広報広聴課	平成 29 年 7 月 24 日	<b>契約保証金の受入について</b> 契約保証金の受入れが遅延していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)	今後は、奈良県契約規則に基づき、契約保証金の受入れについて、適正な事務の執行に努める。
国際課	平成 29 年 7 月 24 日	<b>負担金の交付に係る事業計画等の変更承認について</b> 負担金の交付事務において、事業の内容及び経費の配分の変更に必要な変更承認申請書を提出していない事例が認められた。 今後は、交付対象団体への指導に努めるとともに、負担金交付要綱に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)	今後は、負担金交付要綱に基づき、交付対象団体に必要な手続を行うよう指導するなど、適正な事務の執行に努める。
防災統括室	平成 29 年 8 月 8 日	<b>防災行政通信ネットワークの地震発生時における運用確保のための検討について</b> 防災行政通信ネットワークの端末局の機器については、県及び市町村等の防災業務を行う執務室又は災害対策本部室に設置されているが、設置場所の一部に耐震性が確保されていない現況が認められた。 水害や土砂災害だけでなく、地震の発生時においても、当該ネットワークの運用に支障が生じないように、その対応策の検討を進めら	一部の県出先機関及び市町村においては、耐震性が確保されていない執務室等に防災行政通信ネットワークの端末局の機器が設置されていることから、該当する県出先機関及びその所管課並びに市町村に対して、地震の発生時においても、当該

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>りたい。(意見事項)</p>	<p>ネットワークの運用に障害が生じないように、設置場所の耐震化や端末機の移動等の対応策により耐震性の向上を図るように依頼した。今後も働きかけを続けていく。</p>
<p>総 務 部</p> <p>総務課</p>	<p>平成29年 7月18日</p>	<p><b>公用車の使用における事故防止について</b></p> <p>総務部において、公用車使用中の事故（過失割合又は損害額が一定以上のもの）が認められた。</p> <p>部内各課室、出先機関に対し、公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう指導されたい。(意見事項)</p>	<p>平成29年12月1日の部内課長会議において、安全運転の徹底等について、各所属長に対し指示及び周知徹底を図った。</p>
<p>行政経営課 ファシリティ マネジメント 室</p>	<p>平成29年 7月14日</p>	<p><b>未収金対策について</b></p> <p>未収金対策については、未収金対策推進連絡会議のもとに積極的な情報交換や研修会を行うとともに、平成25年度の行政監査（税外未収金等にかかる債権管理について）の結果を踏まえ、平成28年度には「税外債権管理マニュアル（債権整理編）」の作成を行うとともに、高等学校等の奨学金をモデルとする債権管理業務の検証を行い、所管課へ業務改善を促すなどの取組が行われている。</p> <p>しかし、直近の決算で見ると、平成27年度末の税外未収金の残高は、中小企業高度化資金貸付金、放置違反金等で減少している一方、各種奨学金等で増加しており、総額で42億6,559万円となっている。</p> <p>未収金の解消は、財政運営上大きな課題であり、全庁的に厳正かつ適正な対応が強く求められていることから、引き続き実効性のあるきめ細かな未収金対策に取り組まされたい。(意見事項)</p>	<p>未収金対策については、「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」に基づく事務処理を促すとともに、未収金対策推進連絡会議を開催し、債権回収の取組について報告を求め、情報共有を行った。また、回収困難な債権について弁護士に個別相談を行ったほか、職員の適正な債権管理と回収のノウハウ習得に資するための研修も実施した。また、債務者の納付の利便性を向上するとともに、債権回収の促進を図るため、ATM等から口座振込ができる納付方法を整理し、関係所属に導入を促しているところである。</p> <p>また、平成28年度は、高等学校等奨学金の債権管理業務について、</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
			<p>弁護士による検証を行い、督促など回収方法の改善に向けた提言を得た。</p> <p>今年度は、昨年度の検証において、高等学校等奨学金の口座振替の拡充についても提言を受けたことから、都市銀行及びゆうちょ銀行でも口座振替を利用できるよう協議を行っているところである。</p> <p>このほか、法的手続きである支払督促を、県職員が自ら行えるよう、申立て手順など具体的な手続を説明した手引きを作成し、その内容について理解を深めるための研修も実施した。今後は、これらを活用することにより、未収金の更なる回収を行っていく。</p> <p>さらに、徴収事務の外部委託について、長期継続契約が可能となったことから、複数年契約を行っており、年度の切れ目なく継続的に徴収事務を実施することで、より債権回収が進むものと見込んでいる。</p> <p>今後も、法的措置の活用や民間活力を導入した回収の推進等、庁内全体で未収金削減に向けた取組を総合的に実施していく。</p>
税務課	平成29年 7月14日	<p><b>県税にかかる未収金の回収について</b></p> <p>県税収入については、各県税事務所における様々な取組により、収入未済額の縮減において着実な改善が認められ、徴収率が前年度</p>	<p>県税の収入未済額の66.4%(平成28年度実績)を占める個人県民税については、平成24年度</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>に比べ0.4ポイント上昇し、97.4%となっている。</p> <p>しかし、未だ27億7,859万円の多額の未収金があり、また、徴収率は全国で低位にあることから、今後も税負担の公平性と財源確保の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、引き続き効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。</p> <p>(意見事項)</p>	<p>に設置した地方税滞納整理本部を中心に、県・市町村の一体的な徴収体制の強化に取り組んでおり、「奈良モデル」による県職員派遣型協働徴収やネットワーク型協働徴収など、市町村と県による協働徴収を実施し徴収強化に努めているところである。</p> <p>また、自動車税をはじめとする県税の徴収対策については、各税事務所において徴収率や未済額の圧縮率等数値目標を設定し、徴収強化に取り組んでおり、特に自動車税については、預金差押を強化する取組や、税務課及び各税事務所が連携して滞納整理に取り組むなど、より積極的に徴収強化に取り組んでいるところである。(平成29年度10月末の自動車税の徴収率(現滞)は昨年度同期比0.6%上昇)</p> <p>今後も差押え等の滞納処分を早期かつ積極的に行い、税込及び税負担の公平性の確保を図るとともに、全国的に低位である徴収率についてもその向上に努める。(平成29年度10月末の県税全体の徴収率(現滞)は昨年度同期比0.7%上昇)</p>
管財課	平成29年 7月14日	<p><b>委託契約書の作成時期及び契約保証金の受入について</b></p> <p>業務委託において、業務完了後に契約書及び変更契約書を作成し、契約保証金の収納についても遅延していた事例が認められた。</p> <p>県が契約書を作成する場合、県及び相手方の双方が契約書に記名</p>	<p>本件については、入札で決定した業者との委託契約締結が遅延していたにもかかわらず業務実施を先行させ、また、契約規則を誤つ</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>押印しなければ当該契約は確定しないものとされている。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>て解釈し保証金免除と思い込み事務処理を進めたものである。</p> <p>上記状況の判明後は、契約規則に合致した契約を速やかに締結するとともに、同規則に定める契約保証金を業者から徴収した。</p> <p>また、再発防止策として、担当職員に契約事務に関する研修を受講させるとともに、課内で契約規則等関係規程の周知を図った。</p> <p>今後も内部チェックを徹底し、契約規則等に基づく適正な事務の執行に努めたい。</p>
地域振興部	<p>平成29年 7月12日</p>	<p><b>補助金の交付額の確定について</b></p> <p>補助金の交付において、提出された実績報告書の審査を行い、その内容については適正と認めていたものの、補助金の額の確定を行っていない事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>今後、同様の事案が発生することがないように、職員へ注意喚起を行うとともに、奈良県補助金等交付規則に基づいた適正な事務の執行に努める。</p>
<p>南部東部振興課 奥大和移住・交流推進室(旧移住・交流推進室)</p>	<p>平成29年 8月8日</p>	<p><b>補助金の変更承認申請について</b></p> <p>補助金の交付において、変更承認の申請が必要となる事実が生じていたにもかかわらず、補助事業者に対し変更承認申請書の提出等を指導せず、その後、実績報告書を受領し、額の確定を行った事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、変更申請が適切に行われるよう補助事業者等への指導及び周知に努めるとともに、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>今後は、奈良県補助金等交付規則等の規定に基づき、変更が生じた場合は、速やかに適正な事務手続きを行うよう努める。</p>
文化振興課	<p>平成29年 7月12日</p>	<p><b>実行委員会負担金に係る精算について</b></p> <p>平成27年度のムジークフェスト</p>	<p>今後、当該実行委員会</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>なら実行委員会（以下「実行委員会」という）負担金について、実行委員会は決算の収支差額449万円を翌年度に繰り越したが、実績報告書において、県負担金の対象事業、負担割合等を明確にしないまま、県負担金分を全額執行とする一方、協賛金等の自己収入分を繰り越しとしていた。そして、この実績報告書を審査した文化振興課は、その収支決算に基づいて負担金の額の確定を行っていた。</p> <p>今後、負担金の交付に当たっては、県の負担対象事業、負担割合等を明確とするよう検討するとともに、交付申請書及び実績報告書の受理に際しては、当該実行委員会に対し、県予算の会計年度独立の原則の趣旨等を踏まえ、厳正な審査及び指導を行われたい。</p> <p>また、当該負担金の交付事務を担当する職員が、負担金の交付申請や交付対象事業を行う実行委員会の事務局長及び事務局員を兼務しており、このような場合、一般論として、客観性が必ずしも確保されないことから、負担金の適切な審査のためには十分といえない面がある。</p> <p>今後、負担金の交付事務の執行に当たっては、交付事務担当職員と異なる者を検査職員として指定するなど、負担金の適切な審査の確保が図られるよう、審査等の体制を検討されたい。（意見事項）</p>	<p>に対し、負担金の交付申請及び実績報告書の提出の際には、県負担金対象事業、負担割合等を明確にするよう指導するとともに、審査の際には、引き続き厳正な審査を行うよう努める。</p> <p>また、今後、負担金の交付事務の執行に当たっては、交付事務担当職員と異なる者を検査職員として指定し、客観性を確保するなど、より適切な審査体制を整えるよう努める。</p>
<p>観 光 局</p> <p>ならの観光力向上課</p>	<p>平成29年 6月5日</p>	<p><b>負担金の交付事務に係る審査等の体制のあり方について</b></p> <p>奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会（以下「実行委員会」という。）への負担金の交付事務を担当する職員が、当該負担金の交付申請や交付対象事業を行う実行委員会の事務局長及び事務局員を兼務しており、このような場合、一般論として、客観性が必ずしも確保されないことから、</p>	<p>平成29年度から、負担金支出の事務を担当する事務職員と検査を行う職員を別にし、複数人によるチェックを行い、適正な事務執行に努めている。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>負担金の適切な審査のためには十分といえない面がある。</p> <p>また、今回の実行委員会の監査で認められた次のような事例をみると、このような審査等の体制がその原因の一つとなっているものと推測される。</p> <p>ア 収入及び支出の額を証明する書類の不備等財務規程に則していない事例が散見されたこと</p> <p>イ 委託業務の仕様書に委託業務の内容が具体的に記載されていない事例が認められたこと</p> <p>ウ 委託事業の業務の一部について、履行を確認するための書類等が添付されておらず、履行の確認が十分に行われていない事例が認められたこと</p> <p>今後、負担金の交付事務の執行に当たっては、交付事務担当職員と異なる者を検査職員として指定するなど、負担金の適切な審査の確保が図られるよう、審査等の体制を強化されたい。（意見事項）</p>	
<p>健康福祉部</p> <p>地域福祉課 監査指導室</p>	<p>平成29年 7月7日</p>	<p><b>生活福祉資金貸付金の償還未済金の回収指導について</b></p> <p>社会福祉法人奈良県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付金について、平成28年度末で10億8,917万円の償還未済金が認められた。</p> <p>社会福祉法人奈良県社会福祉協議会では、コールセンターにおいて夜間、早朝、休日の架電により自主納付の呼びかけを行っているほか、市町村社会福祉協議会や民生児童委員と共同で世帯訪問を実施し計画償還と早期納付の指導を行うなど、債権回収及び未収金の発生防止に取り組んでいるところであるが、依然として償還未済金が多額となっている。</p> <p>前回の監査においても意見を付けたところであるが、個々の債権回収の可能性を評価したうえで、</p>	<p>県社会福祉協議会では、生活福祉資金の償還未済金の早期回収に向けて、コールセンターにおいて、特に長期滞納世帯への架電及び夜間、休日、夏期の早朝架電の回数を増やすほか、償還開始の者及び滞納3月以内の者を中心に電話による納付催告を行い、返済の意識づけと長期未納化防止に努めている。</p> <p>今年度は、重点的に長期滞留債権に分類された債権について、債務者の状況調査を行い、</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>より一層、債権の保全及び回収促進並びに未収金の発生防止に努めるよう、同協議会に対して厳正な指導を徹底されたい。(意見事項)</p>	<p>世帯の状況を把握し、個々の状況に応じて、債権回収の強化に努めている。</p> <p>また、債権回収や滞納防止に向け、市町村社会福祉協議会の生活福祉資金担当者を対象とした研修会を開催するほか、定期的に市町村社会福祉協議会、民生児童委員と共に世帯訪問を行うなど、計画償還と早期納付を促進するため指導を強化している。</p> <p>さらに、生活困窮者自立支援制度を活用し、滞納者の経済的自立に向けた就労支援や家計相談等にも重点的に取り組むとともに、これまで貸付案件の審議が中心であった生活福祉資金運営委員会において、償還状況についての審議を充実させている。</p> <p>今後も引き続き、さらなる債権回収や滞納防止に向け、より一層対応策を講じるよう指導していく。</p>
障害福祉課	平成29年 7月7日	<p><b>委託契約書の作成時期について</b></p> <p>業務委託において、業務の完了後又は業務着手から大幅に遅延して契約書を作成していた事例が認められた。</p> <p>県が契約書を作成する場合、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされている。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>委託契約書の作成時期について、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の手続きを行った。</p>
長寿社会課 地域包括ケア	平成29年 7月7日	<p><b>支出負担行為の変更時期について</b></p> <p>補助金の変更承認において、変</p>	平成28年度の補助

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
推進室		<p>更に係る交付決定は行われていたが、支出負担行為の変更が合わせて行われていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>金の変更承認にかかる支出負担行為の変更について、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正な手続きを行った。</p>
健康づくり推進課	平成29年7月7日	<p><b>補助金の交付決定について</b></p> <p>補助金の交付決定において、交付申請額と異なる額で交付決定を行う一方、交付決定通知では交付決定の内容を交付申請書のとおりと記載するなど不明瞭な交付決定を行っていた事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>補助金交付事務を適正に実施するよう事務手続きを明確化し、職員に対して周知徹底を図った。</p>
こども・女性局			
子育て支援課	平成29年5月30日	<p><b>特別児童扶養手当に係る不適正な事務処理について</b></p> <p>特別児童扶養手当の支給等の事務において、適切に事務処理を行わなかったことにより、過払返納金を請求していなかった事例や、手当の支払が漏れていた事例が認められた。</p> <p>今後は、このような事例が生じることのないよう再発防止策の徹底に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>事務処理マニュアルの見直しや、事務処理フローの再確認を行うとともに、職員研修の実施、課内のチェック体制の構築等により、事務処理体制の強化を図り、再発防止に努めている。</p>
こども家庭課	平成29年5月30日	<p><b>児童措置費負担金の未収金の回収について</b></p> <p>児童措置費負担金に3,453万円の未収金が認められた。</p> <p>未収金残高は前年度よりも59万円減少しているが、不納欠損処分の額を加味すると、実質的に450万円増加している。</p> <p>今後も、こども家庭相談センターとの連携を密接にとりながら、債務者間の公平性の確保、法の厳格な執行の観点から、引き続き回収促進に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>未納者への対応としては、新規の未納者が発生した場合は、電話等による収納促進に取り組むことで、滞納拡大の防止に努めている。</p> <p>また、毎月の督促に加え、年に2回現在の滞納状況及び至急に納付を求める「催告状」を送付しており、分納相談にも対応し納付を促している。</p> <p>今年度は、毎月、督促対象者を含む調定対象者リストをこども家庭相談センターと共有</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p data-bbox="646 902 1075 1003"><b>児童養護施設等の入所に係る保護者負担金の徴収誤りの発生について</b></p> <p data-bbox="646 1010 1075 1182">児童養護施設等への入所に係る保護者負担金の徴収事務において、負担金免除規定の適用誤りにより過徴収金が発生し、その返還を行っていた。</p> <p data-bbox="646 1189 1075 1435">負担金を認定するこども家庭相談センター所長に対し、既に局長から管理監督責任について文書注意が行われたところであるが、今後も、こども家庭相談センターとの連携を密にし、再発防止策の徹底に努めるべきである。</p> <p data-bbox="932 1442 1059 1469">(指摘事項)</p> <p data-bbox="646 1509 1075 1576"><b>母子、父子及び寡婦福祉資金貸付金の償還未済金の回収について</b></p> <p data-bbox="646 1583 1075 1684">母子、父子及び寡婦福祉資金貸付金の償還金に1億547万円の未収金が認められた。</p> <p data-bbox="646 1691 1075 1827">平成27年度の未収金残高は前年度よりも481万円減少しているが、不納欠損処分額を加味すると、実質的に55万円増加している。</p> <p data-bbox="646 1834 1075 2002">今後も、新たな償還未済金の発生防止に向けて取り組むとともに、電話、文書及び訪問による催告等を一層積極的に進めることにより、回収促進に努められたい。</p>	<p data-bbox="1098 300 1401 468">することとし、これにより認定と納付の状況を管理し、保護者面談時に負担金の納付を促している。</p> <p data-bbox="1098 474 1401 754">なお、未収金の発生防止のため、子どもの処遇に悪影響がないよう十分配慮しつつ、保護者に対し負担金制度の説明を円滑かつ確実に行い、制度への理解を求めている。</p> <p data-bbox="1098 761 1401 898">今後一層、こども家庭相談センターとの連携のもと、収納の促進に努める。</p> <p data-bbox="1098 1010 1401 1469">再発防止のため、負担金認定に使用する様式の見直し、認定内容の複数職員によるチェックの実施、免除規定について、納付義務者に対しても免除規定を記載した文書を送付している。今後も再発防止のため、こども家庭相談センターとの連携を密にし、再発防止の徹底に努める。</p> <p data-bbox="1098 1547 1401 1968">償還未済金については、「奈良県母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル」に基づく督促、催告や訪問指導を実施しており、夜間、土曜日の訪問指導も実施している。今年度から連帯保証人を含む全滞納者へ催告も実施しており、回収に努めている。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		(注意事項)	<p>また、債権回収外部委託を長期継続契約とすることで、切れ目なく徴収し、長期間の計画的な債権回収を実施している。さらに、債権回収委託業者の訪問による催告を実施している。</p> <p>今後一層、関係機関との連携のもと、収納の促進に努める。</p>
<p>医療政策部</p> <p>病院マネジメント課 新総合医療センター建設室</p>	<p>平成29年 7月21日</p>	<p><b>調定誤りについて</b> 収入事務において、重複して行った調定の取消処理を当該年度中に終了していなかった事例が認められた。 そのため、平成27年度の決算において、収入済であるにもかかわらず、重複分の8,737万円が未収金として計上されていた。 今後は、財務データ等のチェックを徹底し、複数の職員による確認を行うなど再発防止に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p><b>契約書の紛失について</b> 使用貸借に係る契約書の紛失が認められた。 今後は、適正な文書管理に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>今後、収入事務においては、重複して調定を行わないよう、事務処理時の複数の職員による財務データ等のチェックを徹底するとともに、年度末等における再確認を行うことで、再発防止に努める。</p> <p>今後、事務の執行に当たっては、適正な文書管理に努める。</p>
<p>保健予防課</p>	<p>平成29年 7月21日</p>	<p><b>契約保証金の受入について</b> 契約保証金の受入れが遅延していた事例が認められた。 今後は、関係法令等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>今後、契約保証金が発生する場合は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、契約に係る事務と同時に契約保証金の受入事務を行い、適正な事務の執行に努める。</p>
<p>薬務課</p>	<p>平成29年 7月21日</p>	<p><b>収入証紙による手数料の徴収誤りについて</b> 収入証紙による事務手数料について、過徴収が発生し、後日に過誤相当額を申請者に返還していた</p>	<p>今回の注意後直ちに、過誤のあった適合性調査申請を受け付け</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>事例が認められた。</p> <p>今後は、再発防止策の検討を行うとともに、奈良県収入証紙条例施行規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>るに当たり、当該品目の承認申請書(国等へ申請)の写しを提出させ、承認申請書の製造方法欄に記載されている製造所の製造区分を確認することとともに、今後同様な事案が発生しないように、課員に対して今回の事案を共有し、注意喚起を行った。</p>
<p>くらし創造部</p> <p>青少年・社会活動推進課</p>	<p>平成29年 5月16日</p>	<p><b>公用車の購入に係る自動車損害賠償責任保険料の支払について</b></p> <p>公用車の購入に係る自動車損害賠償責任保険料について、納車日後の支出が認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払は、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、支出について適正に処理されたい。(注意事項)</p>	<p>公用車の自賠責保険料の支払については、前金払を徹底する。</p> <p>今後は奈良県会計規則をはじめ各関係法令、規程及び通知に基づき適正な事務処理に努める。</p>
<p>消費・生活安全課</p>	<p>平成29年 5月16日</p>	<p><b>契約書の紛失について</b></p> <p>無償貸与を受けている土地に係る契約書の紛失が認められた。</p> <p>契約の相手方と契約内容の再確認を行うとともに、今後は、適正な文書管理に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>県法務管理官の指導の下、契約の相手方である公益財団法人奈良県食肉公社へ依頼し、平成29年3月23日付けで原本証明の提供を受け、消費・生活安全課で保管することとした。</p>
<p>産業・雇用振興部</p> <p>地域産業課</p>	<p>平成29年 5月15日</p>	<p><b>中小企業高度化資金貸付金等の償還未済金の回収について</b></p> <p>中小企業高度化資金貸付金、中小企業設備近代化資金貸付金及び小売商業高度化資金貸付金に係る平成27年度の償還未済金の合計は14億7,972万円となっており、前年度よりも2,831万円減少しているものの、依然として多額である。</p> <p>今後も、電話、文書及び訪問に</p>	<p>償還未済金の回収については、民間金融機関で債権管理業務を経験した者を平成23年度から1名、平成24年度から更に1名嘱託職員として雇用し、延滞債権の回収強化を図って</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>よる催告等の取組を強化するなどにより、適正な債権の管理に努められたい。 (意見事項)</p>	<p>おり、貸付先の生活実態や資産状況等の情報を把握しつつ、主債務者のみならず連帯保証人に対しても請求を行っている。</p> <p>さらに、既に倒産又は廃業等した延滞先については、主債務者及び連帯保証人に対し、資産状況も勘案し、法的措置も視野に入れながら、繰り返し訪問等による催告を行っている。</p> <p>また、事業を継続している延滞先については、毎年決算書等を徴求し、必要に応じて経営診断を実施するなど、経営状況をモニタリングしながら、経営改善を促し、返済額の増額を働きかけている。</p> <p>今後も、引き続き主債務者や連帯保証人に対する催告等の取組を強化しながら、適正な債権の管理に努めていく。</p>
産業振興総合センター	平成29年4月24日	<p><b>収入証紙の消印の押印漏れについて</b></p> <p>試験手数料及び振動試験機報告書作成手数料に係る証紙による収納において、貼付証紙に消印されていない事例が認められた。</p> <p>今後は、証紙収納に当たって、奈良県収入証紙条例施行規則により適正に処理するとともに、チェック体制の強化を図られたい。 (注意事項)</p>	<p>申請書等を受理した担当者に対して、収入証紙の額面金額の確認後、速やかに消印処理を行うことについて再度徹底を図った。</p> <p>あわせて、経営革新係長と経営支援課長による複数チェック体制を確立した。</p>
農 林 部	平成29年7月31日	<p><b>公用車の使用における事故防止について</b></p> <p>農林部において、公用車使用中の事故（過失割合又は損害額が一</p>	<p>農林部所属長会議において、部内各所属長</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>定以上のもの) が認められた。</p> <p>部内各課室、出先機関に対し、公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう指導されたい。</p> <p>(意見事項)</p>	<p>に対し「公用車使用中における事故防止について」(農林部長通知)を手交し、各職員が公用車の安全運転を徹底するとともに、車両の適切な管理に努めるよう指導を行った。</p>
マーケティング課	平成29年7月31日	<p><b>契約保証金の受入について</b></p> <p>契約保証金の受入れが遅延していた事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>今後契約保証金が発生する場合は、受入日を確認した上で契約を締結するよう適正な事務の執行に努める。</p>
農業経済課	平成29年7月31日	<p><b>郵便切手の保有について</b></p> <p>平成27年度末の郵便切手の保有残高については、平成26年度末に比べて減少しているものの、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のために使用枚数を的確に把握し、必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>郵便切手の保有については、必要最小限となるよう努め、平成28年度末の保有残高については多額にならないよう的確な把握を行った。</p> <p>今後も必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努める。</p>
畜産課	平成29年7月31日	<p><b>郵便切手の保有について</b></p> <p>平成27年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のために使用枚数を的確に把握し、必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要であることを認識し、今後は、使用枚数を的確に把握し、必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努める。</p>
担い手・農地マネジメント課	平成29年7月31日	<p><b>委託契約に係る支出負担行為の遅延について</b></p> <p>業務委託において、年度当初に行うべき支出負担行為が著しく遅延していた事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、委託契約に係る事業の進捗管理と支出負担行為を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
奈良の木ブランド課	平成29年 7月31日	<b>補助金の交付事務について</b> 補助金の交付事務において、事業の開始時期に遡った交付申請及び交付決定が行われていた事例が認められた。 今後は、事業の開始までに交付決定を行うよう奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)	今後は、補助金の交付事務においては、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正な事務の執行と再発防止に努める。
県土マネジメント部 企画管理室	平成29年 7月20日	<b>公用車の使用における事故防止について</b> 県土マネジメント部において、公用車使用中の事故（過失割合又は損害額が一定以上のもの）が認められた。 前回の監査において、公用車の事故防止について意見をつけたところであるが、部局内各課室、出先機関での事故件数が増加したことから、引き続き、自動車事故防止に向けて職員への安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (意見事項)	部内各課室長及び出先機関の長に対し、文書通知にて具体的な事例を踏まえた注意喚起を行い、公用車の安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう周知徹底した。
技術管理課	平成29年 7月19日	<b>報償費の支出事務について</b> 委任契約において、平成27年度に業務を行わせていたが、契約を締結しておらず、平成28年度になってから契約を締結していた。また、委任契約に基づく着手金である報償費について、平成27年度に支出すべきであったのに、平成28年度に支出していた。 今後は、内部のチェック体制の充実を図るとともに、奈良県会計規則等に基づき、適切な事務の執行に努められたい。 (指摘事項)	契約事務及び支出事務等の執行に当たっては、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき適正な事務執行に努めるとともに、ダブルチェックを行うなどチェック体制の強化に努める。
道路管理課	平成29年 7月20日	<b>公共料金の支払について</b> 公共料金の自動口座振替払において、支出事務の遅れ及び現金出納簿の確認、整理の遅れにより、支払いが遅延した事例が認められた。また、これに伴い、振替口座に残っていた前渡資金が出納整理期間中に戻入されないままとなっ	支出事務については、内部のチェック体制の充実を図るとともに、帳簿類の再確認など、事務の適正化に関する担当職員への指導を徹底し、事務遅延の再発

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>ていた。            今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。            (指摘事項)</p> <p><b>タクシー乗車券の取扱いについて</b>            年度初めに交付したタクシー乗車券について、年度末においても未使用分を回収していない事例が認められた。            タクシー乗車券は、その使用目的を明らかにして、できる限り必要の都度交付するとともに、未使用の場合は速やかに返却を求めるなど、厳正な管理に努められたい。            (注意事項)</p> <p><b>契約保証金の免除について</b>            業務委託に係る契約保証金について、保険会社と委託業者との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、業務委託契約を締結していた事例が認められた。            今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。            (注意事項)</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b>            今回の監査において、公共料金の支払やタクシー乗車券の取扱い等について、不適正な事務処理が散見された。            事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、内部統制の充実に努められたい。            (意見事項)</p>	<p>防止に努めることにより、奈良県会計規則及び関係通知等に基づいた適正な事務の執行に努める。</p> <p>指摘を受けた未使用分のタクシーチケットについては、回収したところであるが、今後の取扱いについては、できる限り都度交付を徹底し、未使用の場合は速やかに回収するなど、厳正な管理に努める。</p> <p>今後は、入札日を早め実施するとともに、落札後速やかに契約書案を落札者に提示することにより、落札者が履行保証保険契約を適切に締結できる期間を確保し、奈良県契約規則に基づいた適正な事務執行に努める。</p> <p>事務の執行に当たっては、今後関係法令や条例・規則に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を見直す等の事務処理体制を整備し、内部統制の強化・充実に努める。</p>
河川課	平成29年 7月19日	<p><b>契約保証金の免除について</b>            工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者との履行保証保険契約の締結日又は請負業者の委託による県と保険会社の履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、工事請負契約を締結してい</p>	<p>今後は、奈良県契約規則に基づき、契約保証金の取扱いについて、適正な事務執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>る事例が認められた。            今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。            (注意事項)</p> <p><b>公有財産の台帳登載について</b>            取得した工作物について、公有財産台帳に登載されていないものが認められた。            今後は、内部のチェック体制の充実を図るとともに、奈良県公有財産規則に基づき、適切な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>当該工作物については、公有財産台帳への登載を完了した。            今後は、課内のチェック体制を強化し、奈良県公有財産規則に基づき適正な事務の執行に努める。</p>
砂防・災害対策課	平成29年7月20日	<p><b>契約保証金の免除について</b>            工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者との履行保証保険契約の締結日より前に免除し、工事請負契約を締結していた事例が認められた。            今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。            (注意事項)</p>	<p>今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努める。</p>
下水道課	平成29年7月19日	<p><b>契約保証金の免除について</b>            工事に係る契約保証金について、請負業者の委託による県と保険会社との履行保証保険契約の締結日より前に免除し、工事請負契約を締結していた事例が認められた。            今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。            (注意事項)</p>	<p>履行保証保険契約の締結が契約日以前であるか工事請負業者へ配布するチェックリストに複数箇所記載し、見落とし防止を図るとともに、口頭でも念を押して請負業者に注意喚起している。</p>
まちづくり推進局			
地域デザイン推進課 都市計画室 大宮通り新ホテル・交流拠点事業室	平成29年8月8日	<p><b>契約保証金の免除について</b>            工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者との履行保証保険契約の締結日より前に免除し、工事請負契約を締結していた事例が認められた。            今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。            (注意事項)</p>	<p>工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者との履行保証保険契約の締結をもって契約保証金を免除する場合には、履行保証保険契約の締結の確認を行った上、工事請負契約を締結するなど、奈良県契約規則に基づいた適正な事務の執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
公園緑地課	平成29年 8月1日	<p><b>公有財産の台帳登載について</b>  所管する土地について、公有財産台帳に登載されていないものが認められた。  奈良県公有財産規則に基づき、早急に登載すべきである。  (指摘事項)</p> <p><b>契約保証金の免除について</b>  業務委託に係る契約保証金について、保険会社と委託業者との履行保証保険契約の締結日より前に免除し、業務委託契約を締結していた事例が認められた。  今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。  (注意事項)</p>	<p>公有財産台帳に登載すべく現在、奈良土木事務所と調整中である。</p> <p>保険会社との履行保証保険証券について、契約時に提出するよう契約業者に指導すると同時に、職員にも注意を払うよう努めている。</p>
奈良公園室	平成29年 8月1日	<p><b>実行委員会負担金に係る交付事務について</b>  県に事務局を設置する実行委員会への負担金について、当該実行委員会の審議及び決定を得ていない収支予算書及び事業計画書による交付申請を受け付け、交付決定をした事例が認められた。  負担金の交付事務を担当する職員が、当該負担金の交付申請や対象事業を行う実行委員会の事務局長及び事務局員を兼務していたことが、負担金の適切な審査が十分に行われなかった要因の一つと考えられる。  今後は、負担金の交付事務の執行に当たって、交付事務担当職員と異なる者を検査職員として指定するなど、負担金の適切な審査の確保が図られるよう、審査等の体制を検討されたい。  (注意事項)</p> <p><b>契約保証金の免除について</b>  工事及び業務委託に係る契約保証金について、保険会社と請負業者等との履行保証保険契約の締結日より前に免除し、工事請負及び業務委託契約を締結していた事例が認められた。  今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められ</p>	<p>今後は、交付事務担当職員とは異なる者を検査職員とする審査体制とし、負担金の適切な審査の確保に努める。</p> <p>今後は、契約締結前に、複数の職員によるチェックを実施するなど、内部のチェック体制の整備を図り、同様の事案が発生することがないように努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>住まいまちづくり課</p>	<p>平成29年 8月1日</p>	<p>たい。(注意事項)</p> <p><b>県営住宅に係る水道料金の未収金の回収について</b></p> <p>一部の県営住宅では、入居者が利用する水道料金について県が入居者から集金し、市水道局に支払っている。この入居者の水道料金について、平成28年度末で2,602万円の未収金が認められた。</p> <p>今後も一層、県営住宅管理事務所及び指定管理者と連携を図り、未収金の発生防止及び収納促進に努められたい。(注意事項)</p> <p><b>県営住宅使用料等の未収金の回収について</b></p> <p>県営住宅使用料、明渡請求後の住宅損害金及び入居者負担修繕費において、平成28年度末で3億6,436万円の未収金が認められた。</p> <p>滞納者に対する明渡請求、明渡訴訟や強制執行などの法的措置、債権回収の民間委託等、指定管理者等と連携し収納対策を講じているが、今後も一層、新たな未収金の発生防止及び収納の促進に努められたい。(注意事項)</p>	<p>水道料金については、平成29年度から口座振替払いを開始し、未収金の発生防止に効果が期待できる。未収金については、滞納者に対し文書での督促を行っているところである。</p> <p>また、本来、水道料金は、各水道事業者が入居者から直接徴収すべきものであるとして、奈良市、大和郡山市及び天理市へ入居者からの直接徴収の要望書を提出したが、各市より、条例等の取り決めにより要望に応えられない旨等の回答があった。</p> <p>今後も、指定管理者、県営住宅管理事務所に加え、水道事業者とも協力しながら、未収金の回収に努める。</p> <p>県営住宅使用料及び県営住宅敷地使用料については、その納付を確実にするために、口座振替払いを促進するとともに、口座引き落としが不能であった者や直接払いを行う者に対しては、戸別訪問による納付指導を行い、収納率の向上を図っているところである。</p> <p>入居者負担修繕費及び明渡請求後の住宅損害金についても、退去時点や訴訟和解時点での納付指導の強化に取り組んでいるところで</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
			<p>ある。</p> <p>また、退去滞納者に対する債権回収については、平成25年度から弁護士への委託に変更し、継続した効果が現れつつあること、さらに、平成29年度から3カ年度の長期継続契約を締結し、切れ目のない対応を行うこととあわせて高額滞納者への債権差押を開始したところである。今後も、効果的な回収のため委託を行い、滞納の解消を図っていく。</p>
<p>水 道 局</p> <p>水道局</p>	<p>平成29年 8月8日</p>	<p><b>郵便切手の保有について</b></p> <p>平成28年度末の郵便切手の保有残高について、平成27年度末に比べて減少しているものの、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも使用枚数を的確に把握し、必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。(注意事項)</p> <p><b>契約保証金の免除について</b></p> <p>工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者との履行保証保険契約の締結日より前に免除し、工事請負契約を締結している事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県営水道契約規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>郵便切手の保有については、月末毎に当年度の使用実績と昨年度の使用実績に基づく使用見込額を確認することにより、必要最小限の保有にとどめている。さらに、切手の購入に際してはチェックシートの活用により適正な保有高を担保することで効率的な予算執行に努めている。</p> <p>職員に対して今回の事案を共有し、契約を交わす場合の契約保証金免除規定の適用について適正に審査・確認を行うよう、注意喚起を行った。併せて、今後同様の事案が発生しないように、支出負担行為の審査にチェックシートを活用するなど、奈良県営水道契約規程に基づく適正な事務処</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
			理の実施に努めている。
<p>教 育 委 員 会</p> <p>企画管理室</p>	<p>平成29年 8月21日</p>	<p><b>教育委員報酬の二重払について</b>  教育委員の報酬について、重複して支払いを行った事例が認められた。  今後は、決裁過程におけるチェック体制の強化を図るなど再発防止に努めるべきである。  (指摘事項)</p> <p><b>公用車の使用における事故防止について</b>  教育委員会事務局において、公用車使用中の事故（過失割合又は損害額が一定以上のもの）が認められた。  事務局内各課室、出先機関等に対し、公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう指導されたい。  (意見事項)</p>	<p>今後は二重払が発生することがないように、複数職員によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。</p> <p>公用車使用時の安全運転の徹底等について、所属職員への周知徹底を行うよう、教育委員会事務局各課（室）及び出先機関の長に対し通知した。</p>
<p>学校支援課</p>	<p>平成29年 8月21日</p>	<p><b>奨学資金貸付金の償還未済金の回収について</b>  奨学資金貸付金の償還金に16億8,783万円の未収金が認められた。  新規の貸付が終了している高校奨学資金貸付金、大学奨学資金貸付金及び高等学校全日制課程等修学奨励金等については2,255万円、現在貸付が行われている修学支援奨学金及び育成奨学金についても6,212万円の償還未済額の増加が認められた。  文書や訪問による督促・催告、外部委託などにより、未収金の回収に努めているところであるが、今後も新たな未収金の発生防止と既に発生している未収金の縮減に向け、実態に即した効果的な取組みを適宜導入し、更に実効性のあつた未収金対策に取り組まされたい。  (指摘事項)</p>	<p>奨学資金貸付金の償還未済金については、滞納者への訪問だけでなく電話による催告も拡大したほか、休日催告も実施することにより、より多くの滞納者に催告を実施するとともに、返還相談会の実施、さらに、所在不明や県外のほか、直近3年間返還のない債権等県職員では回収困難な債権について、民間の債権回収業者と長期継続契約による債権回収委託契約を締結することによって、債権回収業者による継続した催告を可能とし、また、文書催告のやり方を工夫するなどにより、収納率の向上に努めてい</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p data-bbox="646 1261 970 1290"><b>契約保証金の免除について</b></p> <p data-bbox="646 1296 1075 1469">業務委託に係る契約保証金について、保険会社と委託業者との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、業務委託契約を締結していた事例が認められた。</p> <p data-bbox="646 1476 1075 1576">今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p> <p data-bbox="646 1688 1075 1756"><b>高等学校授業料の未収金の回収について</b></p> <p data-bbox="646 1762 1075 1830">高等学校の授業料に、341万円の未収金が認められた。</p> <p data-bbox="646 1836 1075 1968">不納欠損処分により、その残額は、前年度と比べ85万円減少しているが、不納欠損処分を加味すると実質的に29万円増加している。</p>	<p data-bbox="1098 300 1310 329">るところである。</p> <p data-bbox="1098 336 1401 934">また、特に、修学支援奨学金・育成奨学金については、償還未済金を増加させないため、平成25年度から、口座振替可能な金融機関を1行から5行に増やし、さらに、都市銀行2行とゆうちょ銀行の計3行も口座振替可能となるよう、現在関係機関と調整中であり、口座振替可能な金融機関を増やすことによって、返還の利便性向上と収納率の向上を図っているところである。</p> <p data-bbox="1098 940 1401 1218">今後は、貸与申請、貸与終了前等に返還への意識付けをすることによる、未収金の発生を未然に防止する取組も実施し、引き続き着実な償還未済金の回収に努めてまいりたい。</p> <p data-bbox="1098 1299 1401 1648">奈良県契約規則第19条第1項第1号に基づく契約保証金の免除については、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約の証書原本を確認した上で手続きを行う旨徹底し、再発防止に努めてまいりたい。</p> <p data-bbox="1098 1762 1401 1968">高等学校授業料の未収金については、未納が発生した初期に重点的な納付指導、督促を行うべく、平成29年4月に「奈良県立高等</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>平成29年4月1日から「奈良県立高等学校授業料及び入学金徴収事務取扱要綱」を改正し、指導に努めているところであるが、徴収事務の実施状況を把握したうえで、取り組みが不十分な学校に対する指導を徹底されたい。(意見事項)</p> <p><b>県立学校における自動販売機の設置者の選定について</b></p> <p>県立学校の自動販売機の設置について、公募を行うことなく学校施設の使用を許可しているが、他部局においては、歳入の確保及び公平性、透明性の確保の観点から、公募が進められている。</p> <p>県立学校における自動販売機の設置の公募については、全国的にも導入が進められているところであり、本県においても、これらの事例を参考にして導入の検討を進められたい。(意見事項)</p>	<p>学校授業料及び入学金徴収事務取扱要綱」を改正したところであり、各学校からの定期的な未収金への取組状況の報告を実施し、取組の不十分な学校に対しては、個別相談等を充実させ、適正な債権管理を図り、引き続き未収金の回収に努めてまいりたい。</p> <p>学校における自動販売機は、生徒の福利厚生はもとより、夏期における生徒の健康保持等を目的としてPTAが設置しているものであり、庁舎等に設置されている自動販売機とは設置の目的が異なることから、公募制の導入により、値上げや自動販売機の撤収といった事態が起ることは避けなければならない。</p> <p>また、多くの学校においてPTAが購買や食堂とともに自動販売機の設置運営をしており、自動販売機の黒字で購買等の赤字を補填するなど、一体的な運営を行っている。そのため、自動販売機の公募制導入により、購買や食堂が閉鎖に追い込まれることも予想されるところである。</p> <p>学校における自動販売機には上記のような特殊性があるため、慎重な対応が求められているが、県全体で自動販売機の公募制の導入を進める中、教育委員</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
			<p>会としても課題として認識しているところである。今後とも、生徒又は保護者の負担を増加させないことを第一として、公募制導入が可能な範囲における公募制導入に向け、検討を進めてまいりたい。</p>
保健体育課	平成29年 8月18日	<p><b>都道府県立学校管理者賠償責任保険の加入時期について</b></p> <p>都道府県立学校管理者賠償責任保険について、保険期間を年度当初から1年間として加入すべきところ、加入依頼書の提出の遅れにより、保険期間を平成28年4月19日午前0時から平成29年4月1日午後4時までとしており、保険加入までの平成28年4月1日午後4時から同月18日午後12時まで、無保険の状態となっていた。</p> <p>当該保険は、県立学校で発生した事故等に起因する損害賠償金等の財政負担に対して保険金が支払われ、これにより速やかに被害者の救済を図ることを目的とするものであることから、今後は、適時に加入依頼書の提出を行うべきである。 (指摘事項)</p>	<p>課内で定期的な打合せを行い、課題や事務処理のスケジュールを共有し、適正な事務処理に努める。</p>
文化財保存課	平成29年 8月18日	<p><b>補助金の交付決定について</b></p> <p>補助金の交付について、交付申請書を受理しているにもかかわらず、交付決定が遅延していた事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適時に交付決定すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>平成29年度は、交付申請書受理後、適時に交付決定を行っている。</p> <p>今後も、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適時に交付決定を行うよう努める。</p>
文化財保存事務所	平成29年 8月18日	<p><b>調定事務の遅延について</b></p> <p>文化財修理受託料について、調定決議書の作成の遅延により、その収納が契約書で定めた期限から3ヶ月を超えて遅延した事例が認められた。</p>	<p>今後は、委託契約等に基づき適時に調定決議書を作成し、文化財修理受託料の収納に遅延がないよう努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>今後は、委託契約等に基づき、適時適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	
<p>警 察 本 部</p> <p>県警本部</p>	<p>平成29年 8月2日</p>	<p><b>新聞購読料の誤払いについて</b>  警察署における新聞購読料について、配達されていなかった平成26年3月から平成28年9月分までの期間において検収事務を怠り、誤払いを行った事例が認められた。  今後は、適正な検収事務を確実にを行い、再発防止に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>公用車の使用における事故防止について</b>  警察本部及び各警察署のいずれにおいても、前年度と比較して公用車使用中の事故（過失割合又は損害額が一定以上のもの）の増加が認められた。  引き続き職員への安全運転意識の徹底を図るとともに、交通事故を未然に防止する取組を着実に推進されたい。 (指摘事項)</p> <p><b>放置違反金に係る未収金の回収について</b>  平成28年度の放置違反金について、1,554万円の未収金が認められた。  未収金残高は、前年度よりも39万円減少しているものの依然として多額である。  今後も、債務者間の公平性の確保、法の厳格な執行の観点から、引き続き回収促進に努められたい。</p>	<p>検収漏れを防止するため、全ての所属に現在購読している新聞の種類を再認識させるとともに、受領確認を徹底するよう指示した。  今後は、関係法令等に基づき適正な検収事務を確実にを行い再発防止に努める。</p> <p>職員に対して安全運転意識の徹底を図った上、県民の模範となるよう常に道路交通関係法令を遵守し、交通事故を未然に防止するための具体的な指示教養等のきめ細やかな取組を着実に推進する。  引き続き、加害交通事故の発生原因を報告させ、組織的に把握・分析することにより、事故の発生を未然に防止させる取組を行っていく。</p> <p>現在、滞納者に対しては電話催告や訪問催告により任意の納付を促し、再三の催告にも応じない滞納者については地方税法の滞納処分の例により預金口座の差押えを実施して放置違反金を徴収してい</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		(注意事項)	る。 今後も滞納者に対して引き続き積極的な催告と早期の滞納処分を実施し、未収金の回収促進に努める。

イ 出先機関

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
地 域 振 興 部 檀原考古学研究所	平成29年 2月2日	<p><b>歳入の徴収事務の委託に伴う告示について</b> 県が作成した図録の販売について、私人に歳入の徴収事務を委託していたが、委託を開始した旨の告示を行っていない事例が認められた。 については、地方自治法施行令及び奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>産業廃棄物処分業務の委託契約について</b> 産業廃棄物の処分に係る業務委託において、書面による契約を締結していなかったこと等廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令に定められた手続が行われていない事例が認められた。 また、上記経費の支払に当たって委託料で執行すべきところを誤って役務費で執行していた。 今後は、関係法令及び奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>随意契約の限度額を超えた契約について</b> 物品の賃貸借において、予定価格が少額随意契約の限度額を超え</p>	<p>図録販売に係る歳入の徴収事務を私人に委託した旨の告示については、平成29年6月9日付けで行った。 今後は、同様の事案が発生することがないように適正な事務処理に努める。</p> <p>廃棄物処理委託契約を速やかに締結し、適正にマニフェストの交付を行うとともにこれを確認するため支出証拠書としてその写しを添付している。引き続き同様の事案が発生することがないように努める。</p> <p>今後は、契約事務の進捗管理を実施し、発</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>ているにもかかわらず見積合わせを行い、随意契約を締結した事例が認められた。</p> <p>今後は奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b></p> <p>前回の監査において、内部統制の充実について注意したところであるが、今回の監査において、契約事務、支出事務等に不適正な事務処理が多数認められた。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>注段階において複数の職員が協議し、契約内容、発注方法等について、関係法令の確認を行い、同様の事案が発生することがないように努める。</p> <p>適正な事務処理を確保するよう、職員に対する指導監督を行った。今後は内部のチェック体制の整備を図り、事務処理の誤りがないように努める。</p>
<p>医 療 政 策 部</p> <p>薬事研究センター</p>	<p>平成29年 3月22日</p>	<p><b>収入証紙の消印の押印漏れについて</b></p> <p>検査機器等使用料に係る証紙による収納において、貼付証紙に消印されていない事例が認められた。</p> <p>今後は、証紙収納に当たって、奈良県収入証紙条例施行規則により適正に処理されるとともに、チェック体制の強化を図られたい。(注意事項)</p>	<p>証紙収納に関し、奈良県収入証紙条例施行規則により適正に処理するとともに、許可時点及び証紙収納実績確認時点で担当者及び管理者の多重チェック体制を実施する。</p>
<p>農 林 部</p> <p>中央卸売市場</p>	<p>平成29年 4月21日</p>	<p><b>市場使用料等の未収金の回収について</b></p> <p>市場使用料等に3,598万円の未収金が認められた。</p> <p>平成27年度の未収金残高は前年度よりも319万円減少しているが、不納欠損処分の額を加味すると、実質的には18万円増加している。</p> <p>平成25年度から滞納による退去基準を明確にするとともに、入居中の滞納者に対する納付指導の強化にも取り組んでいるところであ</p>	<p>現在入居中の事業者に対しては、期限内納付の注意喚起や納付期限後の督促について、訪問回数を増やすほか、滞納状況に応じて退去警告を行うなど、納付指導の強化を図っている。</p> <p>また、退去者の未収</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>るが、退去した者への対応も含め、一層の回収促進に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>金については、債務者の状況確認を行い、文書、電話及び訪問による納付督促、分納相談を行った。 今後も適切な債権管理に取り組み、新たな未収金の発生防止と一層の回収促進に努めていく。</p>
畜産技術センター	平成29年 3月23日	<p><b>出納員への現金引継について</b> 分任出納員が収納した手数料について、出納員への引継に期間を要している事例、出納員が引継現金を現金出納簿に記載していない事例が認められた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>分任出納員が手数料を収納した時は、速やかに出納員に現金を引き継ぐようにした。 また、出納員は現金を収納した時は、必ず現金出納簿に記載するようにした。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努める。</p>
<p>県土マネジメント部</p> <hr/> <p>ヘリポート管理事務所</p>	平成29年 2月9日	<p><b>出納員への現金引継について</b> 公金の保管が認められていない分任出納員が、収納した使用料を出納員に引き継がずに保管していた事例が認められた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>分任出納員が現金の収納をした場合は、即日当該現金を出納員に引き継ぐなど適正な会計事務処理に努めている。</p>
<p>教育委員会</p> <hr/> <p>教育研究所</p>	平成29年 4月24日	<p><b>委託業務完了前の支払について</b> 業務委託において、履行の完了時期を誤って、業務が完了する前に委託料の全額を支払っていた等の事例が認められた。 今後は、地方自治法及び奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>今後は、契約内容、契約履行期間を確認、把握した上、報告書による適正な履行確認後に、管理、保守点検業務委託の支払いを行うよう徹底する。</p>
奈良高等学校	平成29年 2月10日	<p><b>通勤手当の認定について</b> 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため2件の過払いが</p>	<p>過払いの通勤手当2件については返納が完</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>認められた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に留意されたい。(注意事項)</p>	<p>了し、経路を見直し是正した。</p> <p>今後は通勤経路の認定について十分注意し、適正な事務処理に努める。</p>
平城高等学校	平成29年 2月9日	<p><b>通勤手当の認定について</b></p> <p>通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため3件の過払いが認められた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>過払いの通勤手当については返納が完了し、経路を見直し是正した。</p> <p>今後は通勤経路の認定について十分注意し、適正な事務処理に努める。</p>
高円高等学校	平成29年 1月27日	<p><b>通勤手当の認定について</b></p> <p>通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため3件の過払いが認められた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>過払いの通勤手当については返納が完了し、経路を見直し是正した。</p> <p>今後は通勤経路の認定について十分注意し、適正な事務処理に努める。</p>
登美ヶ丘高等学校	平成29年 2月6日	<p><b>委託契約書の作成時期について</b></p> <p>業務委託において、契約書の作成が遅延した事例が認められた。</p> <p>県が契約書を作成する場合、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされている。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p><b>通勤手当の認定について</b></p> <p>通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため6件の過払いが認められた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>今後、同様の事案が発生することがないように、職員へ注意喚起を行うとともに、奈良県契約規則等を遵守し適正な契約事務に努める。</p> <p>過払いの通勤手当については返納が完了し、経路を見直し是正した。</p> <p>今後は通勤経路の認定について十分注意し、適正な事務処理に努める。</p>
郡山高等学校	平成29年 2月6日	<p><b>通勤手当の認定について</b></p> <p>通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため3件の過払いが認められた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則</p>	<p>過払いの通勤手当については返納が完了し、経路を見直し是正した。</p> <p>今後は通勤経路の認</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)	定について十分注意し、適正な事務処理に努める。
西和清陵高等学校	平成29年 2月6日	<b>就学支援金の充当対象となる授業料について</b> 就学支援金の支給事務に関連して、就学支援金の充当対象となる授業料の調定漏れが認められた。 今後は、就学支援金認定者数の把握に十分留意するとともに、チェック体制の強化を図られたい。 (注意事項)	調定漏れ分については調定済みである。今後、転入学、退学の際には異動者を正確に把握すること、及び調定時における複数によるチェック体制を一層強化し、再発の防止に努める。
高取国際高等学校	平成29年 1月27日	<b>建物の登記について</b> 本館等の建物について、長期間にわたり登記されていない事例が認められた。 この手続は、県有財産の適正な管理を行うに当たり、基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産規則に基づき適正に処理されたい。 (注意事項)	平成29年10月30日に奈良地方法務局 橿原出張所にて建物登記を完了した。
王寺工業高等学校	平成29年 1月26日	<b>重要物品の管理について</b> 処分済みの重要物品について、備品管理簿の整理等を怠っている事例が認められた。 今後は、備品管理簿の消除及び重要物品の報告について、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正に行うべきである。 (指摘事項)  <b>通勤手当の認定について</b> 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため1件の過払いが認められた。 今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に留意されたい。 (注意事項)	処分済みの重要物品については備品管理簿から消除し、整理を行った。 今後は現物と管理簿との齟齬が無いよう注意し、備品管理簿の整理及び会計管理者への報告について奈良県会計規則及び関係通知に基づいた適正な事務の執行に努めていく。  過払いの通勤手当については返納が完了し、経路を見直し是正した。 今後は通勤経路の認定について十分注意し、適正な事務処理に努める。
香芝高等学校	平成29年 2月10日	<b>通勤手当の認定について</b> 通勤手当の支給において、事務	過払いの通勤手当に

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>処理を誤ったため1件の過払いが認められた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>については返納が完了し、経路を見直し是正した。</p> <p>今後は、通勤経路の認定について十分注意し、適正な事務処理に努める。</p>
御所実業高等学校	平成29年1月27日	<p><b>職員手当の認定について</b></p> <p>扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、2件の支給不足及び3件の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。(指摘事項)</p> <p><b>高等学校授業料の未収金の回収について</b></p> <p>高等学校授業料に未収金の増加が認められた。また、未納者記録簿に督促状況等が記載されていないもの、納付指導等について所属長の確認を得ていないもの等不適切な事務処理が散見された。</p> <p>今後は、授業料の徴収事務に当たって、納付状況や未納者との折衝内容を正確に記録するなど関係法令や規則等に基づき、適正に債権管理を行うとともに、未収金の発生防止及び回収促進に努められたい。(注意事項)</p>	<p>支給不足の扶養手当、住居手当については、翌月の給与報告時に遡及支給報告を行い支給を完了した。過払いの通勤手当については、返納が完了し、経路を見直し是正した。</p> <p>今後は手当支給開始月の確認及び通勤経路の認定について十分注意し、適正な事務処理に努める。</p> <p>高等学校授業料の未収金については、未納者記録簿への督促状況等の正確な記録と所属長確認等整理を行った。</p> <p>今後は、授業料徴収事務について、関係法令や規則等に基づく債権の適正管理を実施し、未収金の発生防止及び回収促進に努める。</p>
吉野高等学校	平成29年2月2日	<p><b>高等学校授業料の債権管理について</b></p> <p>高等学校授業料の未収金について、債権回収の進行管理を適切に行わなかったため時効が完成し債権が消滅したもの、消滅した債権に対し催告を行ったもの、未納者からの約定書が提出されていないもの等不適切な事務処理が散見された。</p> <p>今後は、授業料の徴収事務に当たって、納付状況や未納者との折</p>	<p>授業料未収金については、滞納者全ての債権を消滅時効時期も含めて、当初の折衝内容から再度確認したところである。今後はなお一層の収納促進を図るとともに、記録簿への確実な記入及び滞納者の状況把握を常に行い、</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>衝内容を正確に記録する等関係法令や規則等に基づき、適正に債権管理を行うべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b>            前回の監査において、内部統制の充実について注意したところであるが、今回の監査において、高等学校授業料の未収金に係る債権管理等に不適正な事務処理が散見された。            事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、内部統制の強化に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>徹底した債権管理に努める。</p> <p>今後、事務の執行に際しては、根拠となる法令や規則等の確認を徹底する。また決裁過程においては、複数職員による相互確認及び審査を強化し、内部統制の充実を図る。</p>
<p>警 察 本 部</p> <p>桜井警察署</p>	<p>平成29年 2月24日</p>	<p><b>公用車の使用における事故防止について</b>            公用車使用中の事故（過失割合又は損害額が一定以上のもの）が多数認められた。            公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>交通事故発生直後、関係職員から事故発生時の状況を詳細に聴取し、発生原因を検証させるとともに、交通法規を遵守し、常に安全運転を心がけるよう指導した。</p> <p>また、朝礼、幹部会及び例月の研修時において、安全運転意識の徹底及び同乗者による安全確認を指示し、これを厳格に守るよう周知徹底を図った。</p> <p>今後も、全署員に対して、あらゆる機会を通じて、交通事故防止の指導を実施し、公用車使用中による事故を防止する。</p>

ウ 財政的援助団体等

所 属 名 (所管課)	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
奈良県道路公社 (道路建設課)	平成29年 8月23日	<p><b>契約保証金の免除について</b></p> <p>業務委託に係る契約保証金について、保険会社と委託業者との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、業務委託契約を締結していた事例が認められた。</p> <p>今後は奈良県道路公社会計規程及び奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>業務委託契約において保険会社と委託業者との履行保証保険契約の締結をもって契約保証金を免除する場合には、履行保証保険契約締結の確認を行った上、業務委託を締結する等、奈良県道路公社会計規程及び奈良県契約規則に基づいた適正な事務の執行に努める。</p>
奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会 (ならの観光力向上課)	平成29年 6月5日	<p><b>会計処理について</b></p> <p>奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会における会計事務の執行に当たっては、奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会財務規程(以下「財務規程」という。)に基づいて処理することとされているが、収入及び支出の額を証明する書類等が添付されていないもの、支出命令書等に記載すべき事項が記載されていないものなど、財務規程に則していない事例が散見された。</p> <p>なお、金銭管理について、これを適正に行うため、平成28年度に金銭等取扱要領が定められた。</p> <p>今後は、財務規程及び金銭等取扱要領等に基づき、適正な会計処理を行うべきである。(指摘事項)</p> <p><b>委託契約について</b></p> <p>企画製作運營業務は、プロポーザル方式で事業者を決定されたところであるが、委託業務の内容を明示し、履行確認の根拠となる仕様書には、委託業務の項目のみが記載されており、その内容が具体的に記載されていなかった。また、契約締結後、委託業務の内容に変更が生じていたが、変更の指示、</p>	<p>平成28年から、財務規程の改正及び金銭等取扱要領等の制定により、県に準じた適正な会計処理を行うことを明確化するとともに、支出の際には複数人によるチェックを行うなど、会計処理の適正化に努めている。</p> <p>平成28年度から、仕様書に委託業務の内容をできる限り具体的に示すとともに、変更確認についても、随時、指示書等を取り交わすように改善している。</p> <p>また、事後の履行確認についても、必要と</p>

所 属 名 (所管課)	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>協議等の内容を明らかにする書類が作成されていなかった。</p> <p>さらに、随意契約で締結した広報委託業務契約において、委託事業の業務の一部について、履行を確認するための書類等が添付されておらず、履行の確認が十分に行われていなかった。そして、事後的な検証も行えない状況となっていた。</p> <p>今後、委託契約の締結に当たっては、仕様書に委託業務の内容を具体的に定めるとともに、契約締結後に委託業務内容に変更が生じた場合は、変更の指示、協議等の内容を明らかにする書類を適正に作成すべきである。</p> <p>また、委託業務完了後、履行を確認するための書類等を徴収するなど、履行の確認を厳正に行うべきである。(指摘事項)</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b></p> <p>今回の監査において、収入及び支出の額を証明する書類の不備等財務規程に則していない事例、委託業務の仕様書にその内容が具体的に記載されていない事例、委託事業の業務の一部について履行を確認するための書類等が添付されておらず履行の確認が十分に行われていない事例等、会計処理、契約事務等に適正ではない事務処理が認められた。</p> <p>事務の執行に当たっては、財務規程等に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。(指摘事項)</p>	<p>する書類等を確実に徴収し、履行確認を徹底している。</p> <p>会計処理、契約事務等において見られた不備については、会計の実務担当者で決裁するラインを分けるなどして、複数人によるチェックを行い、適正な事務執行に努めている。</p>